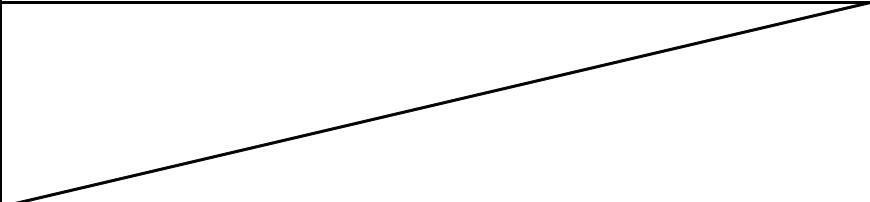


<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に</u>行い、<u>もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、<u>心身障害者を扶養している者の相互扶助の精神に基づき</u>兵庫県心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）を設け、心身障害者を扶養している者が死亡し、又は身体に障害がある状態となつた後において心身障害者に年金を支給することにより、<u>心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図る</u>ことを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>兵庫県心身障害者扶養共済制度条例 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則</p>